

収録文書・資料所蔵者別解説

一

この目録は、湯河原町史編集室が昭和54年から同58年12月にかけて調査・整理をおこなった素鷲神社（すがじんじゃ）所蔵資料を神奈川県立公文書館が、所蔵者並びに湯河原町教育委員会の協力を得て平成17年3月から借用し、再度の調査・未処理資料の整理を行った文書・書籍等資料の目録である。

調査は、神奈川県史編集で開始して以来、文化資料館がその後を継続し、更に公文書館が事業として受け継ぎ、開館から毎年実施してきた古文書所在調査の一環である。その目的は、過去の歴史を知る文化遺産の散佚を防護し、後世に伝えていくため、未調査史料の発掘、町史資料の保護アフターケア、マイクロ撮影による史料の収集と活用である。

湯河原町では企画課町史編集室（当時）が、当該資料の目録を『湯河原町史資料所在目録 第3集』（昭和59年2月発行 以下、『第3集』と略）に掲載した。『第3集』は、資料を分野別に分類せず全て一纏めにした編年方式をとり、資料を年代順に編集した目録である。当館の整理・目録作成方式は、鈴木家が神社の社職を務めてきた関係から神社・神事・社職に関する史料が存在しており、また文書ばかりでなく江戸時代に出版された木版本や漢籍等も含まれていることから、全資料編年方式ではなく、分類を行った上で編年体とした。資料は、最初に大きく文書と書籍とに分類した。次に分野別の項目を立てて編集し目録を作成した。資料の配置・配列現状は、当館作成の目録に従い、当館専用の古文書保存箱に収納してあるが、『第3集』掲載のどの資料が何処に分類され配置されているかを明示した対照表を作成し、当該資料が何れの目録からでも検索出来るようにしてある。

当館が整理し作成した全目録数は、町史編集室整理分も含めて1,020タイトル（資料点数1,315点）である。（『第3集』では、464タイトル）

二

素鷲神社は、慶應4年3月28日の神仏混淆を禁止した太政官布告が出る迄は社名を「牛頭天王社（宮）」と呼んできた。伝来した最も古い棟札「奉造立惣社牛頭天王宮」（江戸期写、神社No.2）により勧請の年を元和6年12月11日としてきた。以来、土肥吉浜村の鎮守として崇敬されて今日に至っている。祭神は、牛頭天王と同一視された素盞鳴尊である。

社職を務めてきた鈴木家は、祖先三郎左衛門が称宜として天文18年己酉11月27日（一説に「天文16年丁未11月27日」（神社No.60）がある。）熊野三所大権現宮を勧請して以来、三郎左衛門（天文16年丁未11月27日勧請称宜、天正17年辛巳11月28日没？辛巳は天正9年、天正17年は己丑）→孫大夫（文禄3年7月朔日没、干支？）→縫佐衛門（寛永6年4月9日没干支？）→長右衛門（寛文11年7月十四日没）→伝兵衛（宝永4年1月5日没）→甚内（正徳6年7月1日没）→大進（大和進）正晴（宝暦12年7月14日没）→和泉守正能（寛政3年6月7日没）→播磨進正壽（文化8年7月9日没）→大和進正次（天保6年3月9日没）→正水（明治6年3月4日書上）（社職17）と社職を継承してきた。当家は、三郎左衛門から甚内までは百姓称宜としての身で

あったが、正晴が享保14年4月8日神祇管領長上ト部兼雄から神道裁許状を得て後は、明治期に至る迄京都吉田家配下の神官であった。(天正、文禄、寛永年は、年と干支とが一致しない。)

元和6年極月11日を勧請とする牛頭天王宮の称宜は、棟札写が孫右衛門とし、「社内御除地由緒巨細取調書上帳」(神社No.50)は孫太夫としている。寛文5年や正徳3年の棟札写は、それぞれ称宜を長右衛門(寛文5年)、甚内(正徳3年)としている。

所蔵史料は、天文2年権左少弁惟房奉書写を上限とし元和、寛文期の古文書も伝来する。しかし、これらの古文書は、何れも吉田神道との関係を示す写しであるから、社家としての史料の始まりは、京都吉田家配下となった大和進正晴の時期からと考えられる。「新編相模国風土記稿」は、牛頭天王社立項の中で「鈴木大和進持古梁碑三枚あり、一は天文十八年(割注、棟札写と同文のため省略)一は永禄三年(割注省略)一は天正十四年(割注省略)なり、其餘寛永五年(割注省略)寛文六年の梁碑あり」と、正徳元年を除く熊野三所大権現宮5枚の棟札を記載している。また、惣社牛頭天王宮の元和から正徳に至る3枚の棟札写の内元和の棟札については「元和六年の梁碑あり、(割注省略)」と記載している。以上の風土記稿記事は、神社に分類したNo.2「棟札写」の原物が社職鈴木家に所蔵されていた事実を伝えており、「棟札写」は風土記稿記載内容と一致する上から史料として正確であることが解る。天文十八年の棟札は、現存していれば吉田家配下以前の史料であり素鷲神社所蔵の原物として最も古い史料となる。元和6年極月11日の棟札=梁碑もまた、勧請を語る重要な原史料となる。下限は、昭和20年以前の昭和戦前期迄である。

三

文書と書籍の分類項目について、文書は、鈴木家の明治期以降私的文書を除いた部分を神社・社職・神事に分類し、それ以外の文書については古文書としてまとめた。証書類等は、私的文書であるが敢えて項目を立てた上、一般の古文書の分類から外した。書籍は、社職である職務上の書物を神道書として立項し、それ以外の書籍を漢籍(中国書)と国書(和書)とに分けた。国書は、更に写本・木版本・活字本(明治期以降Ⅰ・Ⅱ)・絵はがきに分類した。

古文書

古文書(143件)・神社(129件)・社職(25件)・神事(39件)・証書類(36件)・慶弔(11件)・個人日記(7件)・個人(17件)・登記(4件)・土地(21件)・営業・土地(8件)・金銭帳簿(7件)銀行(10件)借用証文(66件)領収証(34件)保険・診療(6件)鈴木弘造氏宛書簡等(24件)書簡(10件)私信(56件)に分類した。

古文書No.7の「嘉永七年四月 願書向届ケ書御触書萬之扣」は、内容が同年から安政5年に至る御用留である。本冊に関連する文書が、町役場所蔵「町史ゾーン文書」の中にある。「町史ゾーン文書」保存箱No.45-30は、安政5年7月から記録し、本冊の後に継続する吉浜村名主文書である。保存箱No.53-6の天保14年4月同文書、No.53-12の嘉永2年2月同文書、No.45-33の慶應元年8月の同文書、何れもみな同一系列文書である。嘉永7年「願書向届ケ書御触書萬之扣」の内容については、文化5年の奉納記、文政13年の道中下り日記萬控帳とともに『第3集』に詳しい解説がある。

書籍

神道書（18件）・書籍（写本）（47件）・木版（96件）・漢籍（8件）・書籍（明治期以降Ⅰ）（8件）・書籍（明治期以降Ⅱ）（96件）・教科書（11件）・絵ハガキ（湘南・伊豆・箱根）（20件）・絵はがき（関東・東北）（16件）・絵はがき（中部・関西）（20件）・絵はがき（東京記念事業）（16件）

書籍（写本）No.18の「東求堂自歌合」（五十番歌合）は、「慈照院殿御自歌合」と呼ばれる室町幕府將軍足利義政が詠んだ歌集である。江戸時代貞享3年の写本であるが奥書に「此本清水宗川以自筆これを写す」とある。木版本には、初世歌川広重の門人となり二世を嗣いだ絵師歌川重宣・広重画「天神一代記（菅原道真一代記）」（木版No.56）、手島堵庵著「為学玉箒」（木版No.1）十返舎一九著「雑談紙屑籠」（木版No.29）、古今亭三馬作「四季物語廓寄生（しきものがたりさとのやどりき）」（木版No.32）、大蔵永常著「除蝗録（農家調宝記附録）」（木版No.37）、柳亭種彦作・歌川国貞画「新彫翻案道中双六」（木版No.42）、十返舎一九序文式亭三馬著滑稽本「善悪胸の機関」（木版No.44）、為永春水作・一寿斎国貞画「北雪美談時代加々見」（木版No.82）等江戸時代を代表する人々の書物が含まれている。また、神奈川県内の俳諧歌人の句集「としの春興」（木版No.60）に吉浜の芳溟、福浦の眉山等の作品が載っており、ほかに戸塚、鎌倉、土屋、金目、小田原等の歌人等の句も見られる。

四

素鷲神社名の変更（牛頭天王宮から素鷲神社へ）

素鷲神社は、慶應4年閏4月13日付けの吉浜村神主鈴木甲斐亮や名主組頭等が寺社奉行所に提出した「社内御除地由緒巨細取調書上帳」（神社No.50）では社名を「牛頭天王宮」（祭神、素盞鳴尊）として報告しているが、明治3年12月民政役所に提出した「神社御取調巨細書上帳」（神社No.59）には「素鷲大神」（祭神、素盞鳴尊）とある。この明治3年の時点で社名は、既に「牛頭天王宮」から「素鷲」を名称とする社に変わっていた。その理由は、「明治新政府の神道宣布の勢いによって吉浜村の牛頭天王社は『素鷲大神』となり」という時勢によるものではなく、慶應4年3月28日の神仏混淆を禁止した太政官布告「一、中古以来某権現、或ハ牛頭天王之類、其外沸語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早々可申出候事」（196号）に基づく維新政府の強い指令によるものであろう。社名の変更は、慶應4年閏4月13日の取調書提出後、次の調書を民政役所に提出した明治3年12月迄の間に行われた。明治5年の氏子戸籍（古文書No.18）では「素鷲社」（所在地番、1,036番地）と記載している。明治6年7月30日足柄県が、当社を村社「素鷲神社」と定めた（神社No.64）。

旧称「牛頭天王宮」が、明治期に入り「素鷲神社」と称している他地域の例としては高知県土佐市高岡町がある。また、同県内には「須賀神社」と書く社もあり、何れの場合でも素盞鳴尊を祭神としている（白井永二、土岐昌訓編『神社辞典』）。

五

湯河原町史史料編に引用史料

古文書 143件 1 (史70)、2 (史76)、5 (史93)、7 (史101)、70 (史127)、
神社 129件 26 (史13)、2 (史28)、11 (史31)、20 (史48)、16 (史53)、24 (史59)、
27 (史67)、33 (史69)、36 (史71)、37 (史73)、38 (史79)、48 (史112)、52 (史120)、56
(史122)、59 (史123)、61 (史124)、62 (史125)、

※最初の数字は目録番号、()内の数字は町史史料編に引用番号。

常盤章夫氏所蔵文書・資料

湯河原町吉浜

本目録は、『湯河原町史資料所在目録 第3集』(以下『第3集』と略)に収録された資料61件(タイトル)に新出資料を加えて作成したものである。作成に当たり、『第3集』に収録された資料を古文書・木版(江戸期)・積立講・その他の4項目を立てて分類し、新出資料は、神通丸・合資会社・証文・書簡・その他の5項目を立てて分類した。

分類項目内の配列は、年代順とした。『第3集』が全史料の目録配列を年代順による編年体としているのに対し、本目録が分類形式を採用したのは積立講関係文書が資料群として存在すること、個人に関する文書は明確にしておきたいという理由からである。現在、常盤章夫氏所蔵資料(『第3集』収録名)は、常盤章夫氏所蔵文書として当公文書館作成目録の項目に従い配列してある。

『第3集』収録資料が、当館作成目録では何処に分類され何番に該当するかを明示するため対照表を作成した。更に当館作成目録の備考欄に『第3集』収録資料番号を併記した。

全数量 201件(211点)

全数量の内、江戸期は21件(23点)、神通丸以下の新出資料は141件(147点)、
全資料の年代は、寛平8年(896)から昭和54年(1979)に至る。

資料概要と項目内容

古文書：『第3集』目録から木版本(江戸期)・積立講・その他を除いた文書類をまとめた。

江戸期7件(7点)。(史料については別記)

木版：2点。行平・光源氏・敦盛等の旧跡を案内書としてまとめた『須磨浦古跡 全』。甲斐国四郡873ヶ村を郡別に色分けして、道法・神社・仏閣・温泉等を記載し、一枚に刷り上げた文政13年6月以降板行の彩色『甲斐国絵図』。絵図の画は、石川盆守、書は青柳城山、彫刻は熊本吉長。

積立講：講に関する明治11年から同27年に至る文書をまとめて編年した。

関係文書が、新資料の「その他2」No.4にある。

その他：個人に関する文書をまとめた。

神通丸：江戸期の文書で神通丸建造費用にかんする3通。奉行所からの名主呼び出しについて、出頭に際しては人別送り状を持参するようにとの記載が有る。江戸期1件(3点)。

合資会社：鍛冶屋の白石切り出しと販売とを営業目的として明治31年4月に設立した「相陽白石合資会社」関係文書をまとめた。当社は、本店を吉浜村吉浜1,352番地に構え、支店を東京市京橋区城邊川岸44号地に置いた（地名・地番はいずれも当時）。資本金2万円でスタートした。

証文：天保10年から明治13年に至る。主に田畑・山林の譲渡等の証文をまとめた。江戸期は、11通。

書簡：常盤氏に宛てた書簡をまとめた。俳句を詠んだ通物も書簡の後半に編入した。書簡に俳句が記入されている例が1、2に止まらない理由による。

その他2：新資料の内、まとまりを欠き上記の項目に馴染まない資料をまとめた。No.1、最も古い年代をもつ寛平8年（896）2月10日の長谷寺縁起文は、奥書に執筆は菅原道真とある。題簽名「菅原道真公之書」（本書は、複製）。No.3は、安田銀行が銀行券と金貨とによる兌換を通知した文書で貨幣資料として貴重であろう。

古文書項目の史料内容について

No.1、天明3年の郷中条目は、全文が本来32箇条で構成されていたが現在では16箇条しか存在しない。欠条項が16箇条（6条～17条の前半部、28条から31条前半部）と半数に及ぶが、本書は小田原藩士杉浦等五名が連署して花押を据えた伝来の数少ない小田原藩政史料の原本（正文＝しょうもん）である。藩政史料の多くが写本でしか伝来しない今日、この正文である郷中条目は、欠条項が多いとはいえ小田原藩が出した文書そのものであり、文書の紙質、料紙の寸法、書体・書風、連署の仕方、書き判（花押）の大きさ等の実際を知る貴重な一通である。紙数13枚。同文写本には、谷ヶ村名主「武尾家文書」延享4年12月の条目、菅沼村名主「安藤家文書」天保8年11月の発布の条目がある。貞享4年12月に出された郷中条目は、全文31箇条であったが（神奈川県史資料編5 近世（2）258頁）、延享4年12月発布の条目では、第4条目に「公儀制禁の毒薬商売」禁止令が挿入されて全32箇条で構成されている。毒薬商売の禁止については、正徳元年五月に出された高札の定に「一毒薬并似セ薬種売買之事禁制す」（『徳川禁令考 後集第1』90頁）とある。公儀制禁であったはずの毒薬商売禁止が後の条目に盛り込まれたことは、人々の生活内に毒薬を商売とする者が出てきた社会の変化の表われとみることができよう。No.3は、天保4年奥羽・関東飢饉の時の米穀高値の様子、貧窮に対する救い合力（援助）の実態が記されている。書上并願書等之控ではあるが名主彦右衛門（向笠氏）、名主格半蔵（常盤氏）、差添人と頭庄吉等が連名の上印を押した吉浜村の確かな控文書である。No.5「西御丸御用石直段帳」は、江戸城西丸の御用石直段について数・寸法・厚さ・代金・船賃等を書き留めており、嘉永5年に何故それだけの石が必要とされたかを調べる基礎史料となる。船賃は朱書されている。No.7は、常盤半蔵が日本形廻船積石330石の船を買い受けた証文であるが、これが後に「相陽白石合資会社」を起こす動機に繋がるのか、興味深い史料である。No.18は、明治初期地租改正にちなむ吉村村の地引絵図である。No.20の内海御台場砲台普請に関する石の積み船鑑札（木札）やNo.21の箱根山定積船に関する鑑札（木札）は、幕末期海防関係史料の一つである。

常盤家と古文書

常盤家は、天保7年6月に当主半蔵が吉浜村の名主格を務めた。また、明治期の当主半蔵は、仲間13人と協議し明治31年4月25日「相陽白石合資会社」設立の契約を締結した。当家の古文書については、郷土湯河原第13集（昭和48年3月）に沼田敬一氏が紹介している。天明3年の郷中条目は写真掲載で紹介。

室伏友三氏所蔵文書

熱海市泉

当家の文書は、旧土肥村宮上（現在、湯河原町宮上）に住いし、明治40年代土肥村収入役を勤めた室伏勝蔵氏関係の史料である。文書は、「水害関係」、「室伏勝蔵氏日記等」と領収書・鶴氏死去に関する当家を中心とした「当家」の3群から成る。

なかでも水害関係は、明治43年8月10日藤木川・千年川の氾濫により発生した堤防破壊に関する応急手当て代金経費を記録した内容で、緊急な対応に何が必要であったかを具体的に知ることが出来、今後の水害への備えとして貴重な史料であると考えられる。

藤木川・千年川の堤防破壊は、当8月1日～14日の台風の影響によるものであった。当時の新聞「横浜貿易新報」は、「湯ヶ原の惨害」の見出しを掲げて「足柄下郡湯ヶ原附近は被害甚だしく温泉宿藤田屋、富士屋、櫻屋外二軒共流失し他の温泉宿も流失の虞あるを以て夫々避難中なり」（同新聞、同月12日附）と報じている。この惨状は、報道記事の後に「十日午後十二時本社着電」と一報着電日時が記載されていることから解るように、まさしく10日に起こった藤木川・千年川氾濫の有様であった。また、18日の新聞では、「藤木川の氾濫にて温泉旅館九戸大抵半ば流失し浸水家屋も十数戸に及びし」とも報じている。当家水害関係文書は、この被害に対し具体的な手当を行った実際の記録である。

因みに、この台風による被害額は、神奈川県測候所が「明治四十三年八月十日前後の暴雨」と題し『神奈川県下暴風紀要』（大正5年3月31日発行）にまとめた中で、土木費が102万7,700円（当時）費やされており、明治30年から大正4年に至る全風雨回数中一回の金額で最高の額となっている。明治43年8月10日発生した台風による藤木川・千年川の氾濫は、湯河原町の歴史にとって、忘れてはならない大きな水害であった。この史料は、その意味において貴重である。

全数量 34件、明治43年～昭和2年間の文書

主な史料

水害事務分担綴（水害対策に当たり組織を作って対応している。事務の統括は助役が当たり、会計は室伏勝蔵収入役その人であった）、水害応急手当中物品買入記載帳（水害の起こった月の12日から書き始め15日迄連日で記載している。以後同44年1月31日まで継続して記録している。）、川の図面、湯河原水害応急手当ニ要セシ費用并堤防道路復旧工事費補助申請運動ニ関スル支払帳、藤木川及千年川堤防工事入札保証金、水害ニ関スル収支明細受払帳（土肥村災害ニ付復旧工事費補助金収入、湯河原往還道路復旧工事費、藤木橋々台新設工事費、藤木橋架設工事費、鉾泉引出

工事費、藤木川及千年川堤防復旧工事入札受渡金、材木購入金支払金、道路敷地買上ヶ代金支払扣、工事契約保証金受払扣、水害費及運動費并二工事費一時借入金、湯河原水害二付予防并応急手当支払金、道路堤防復旧工事申請其他二関スル諸雑費

参考資料：『神奈川県気象災害誌』神奈川県企画調査部防災消防課編集、昭和46年3月発行
『神奈川県下暴風紀要』神奈川県測候所（大正5年3月31日発行）

露木重之氏所蔵文書・資料

湯河原町福浦

当家は、江戸時代に足柄下郡福浦村名主を務めた浦石衛門家である。福浦村は、貞享3年（1686）に領主の命により従来の荒井村から改称し、その村が漁獵の利益が多いことからこの名が付けられたという。当家で保存する最も古い文書は、貞享3年の「相模国足柄下郡早川庄新井村明細帳」であり、署名に新井村名主五郎左衛門とあるが、荒井村（新井村）から福浦村への改称にともない、これまた領主の命名により先祖五郎左衛門からの名を浦右衛門と改名し世代の通称とされたという（「新編相模国風土記稿」）。所蔵文書は、昭和44年（1969）に神奈川県史編集室が調査を開始し、その後湯河原町史編集室が昭和54年4月から同58年（1983）12月にかけて町内全域に渉り資料所在調査を実施した時にも整理が行われているが、以来既に20年が過ぎており、今日では目録には記載されていても原本の所在が把握できない資料も多い。そこで当公文書館では、町教育委員会等の協力のもとに原本所在の確認調査とマイクロフィルム撮影による資料収集、従来の酸性紙袋から保存度の高い中性紙の袋への入れ替え作業等を中心として実施している。資料については、追加すべき資料は追加し、資料全体は内容別に分類し目録を作成した。『湯河原町史資料所在目録 第3集』（以下『第3集』）と同一資料の照合が出来るように資料対照表を作成した。

所蔵文書・資料の年代は、貞享3年～昭和19年。

資料全体は、構成する資料の特徴を考え、次の7項目に分類した。

分類項目

1 古文書 2 吉浜・福浦両村海面争論 3 漁業 4 石材 5 家 6 書籍 7 証状

1に分類した福浦村改称以前（新井村）の「貞享3年相模国足柄下郡早川庄新井村明細帳」は、表紙を欠いているため過去の調査で使用してきた資料名を村の概要が把握できることからこの名称を用いたが、本書末尾に「差上申候」とある文に即して言えば「差出帳」であり、青山孝慈氏が史料名称とした「相模国足柄下郡早川庄新井村指出帳」（青山孝慈・京子氏編著『相模国村明細帳集成 第三巻』）が文書名にふさわしい。本書は、海浜の村である特徴の廻船や漁業と江戸市中が拡大していく中での江戸屋敷への石切御用等石材に関する記載も豊富である。

2・3の吉浜・福浦両村海面争論と漁業に分類した資料群は、幕末から明治期・大正期、そして昭和17年至る文書で漁業を生業とする福浦と当時の水産業を理解する貴重な史料である。4の石材資料も当該地ならではの史料である。5・7の家、証状は、氏子札や明治9年からの卒業証書等当家や当家人々に関する文書をまとめた。6の書籍は、明治期小学校での教材である。

全数量400件 (613点)。マイクロ撮影数316点 (3,656コマ)

八亀 巖氏所蔵文書・資料

湯河原町宮上

当家の位置する宮上は、温泉の所在地とする小名（地字）「湯河原」を有し、天保12年に編纂された「新編相模国風土記稿」に湯槽が三箇所、湯戸四家が記載され、「金瘡・折傷・打撲・瘍腫に功を奏す（中略）凡此地の温湯、治効に至ては、箱根熱海の泉と伯仲すべし」と記述され、湯治場としての温泉地であった。

当家は、伝来文書に「相州湯河原箱根屋安右衛門」「湯河原はこね屋」とあって江戸時代から「箱根屋」を屋号とし、明治2年正月には客屋規約・座敷料を客屋仲間とともに定め、明治13年に至り、足柄下郡役所から「旅籠屋」としての認可証を得ている。明治15年7月には当主八亀梅次郎が、足柄下郡長に宛て温泉宿等の当年度営業届を提出し、同20年元湯・湯殿等を備えた家作りに着手して温泉宿としての本格的な事業の展開を開始した。また当家には湯河原町長を務めた武雄氏、湯河原の愛国婦人会支部長を創設から解散まで務めた武雄氏夫人コウ氏がいる。したがって、所蔵文書・資料は、温泉旅館経営関係・町政に関するもの・愛国婦人会関係資料の三項目に資料構成の特色がみられる。

所蔵文書・資料

年代、宝暦1年（1751）～昭和54年（1979）。

資料全体は、次の13項目に分類した。

1 資料（古文書） 2 愛国婦人会 3 温泉関係 4 町長関係 5 書簡 6 日記・手帳 7 慶弔
8 書籍・新聞・絵ハガキ 9 土地・家屋 10 金銭関係 11 家 12 家（保険） 13 証状類
本26集刊行目録では、1から8迄と13を収録した。

『湯河原町史資料所在目録 第3集』に資料の詳しい解説がある。

全数量 766件 (1,045点)。マイクロ撮影数858点 (7,933コマ)

伊藤伸之氏所蔵文書・資料

湯河原町宮上

当家は、旧宮上村の湯河原地内に住居を構え明治期から温泉旅館「伊藤屋」を経営している家である。所蔵文書は、宮上村を称する以前の村名である入谷村の「元祖由来書写」（永禄6年）から昭和期に至る。「新編相模国風土記稿」に記載されている元禄11年（1698）伊豆山領と小田原領との国堺争論について、徳川幕府評定所が判決を下し伊豆国と相模国との国境を定めた裁許絵図（写）、寛政10年相州足柄下郡宮上村鉄砲御改帳、明治3年社地書上帳は、伝存の数少ない宮上村名主文書である。文久元年（1861）江戸芝浜松町の左官職や武蔵屋等が宮上村名主・村役人と葉湯積み送り契約をしている（「入置申一札之事」）ことは、湯河原の温泉湯が「葉湯」として江戸に出回っていることを示しており、湯河原の温泉史を語る貴重な史料となろう。明治期以降の資

料では、当家が温泉宿であるだけに「明治29年温泉宿申合契約証」・同34年「温泉宿営業取締規約」は、湯河原温泉史を叙述する上でなくてはならない史料となる。大正期・昭和期の史料にも温泉試掘関するもの・旅館の増改築に関するもの・宮内省皇太后職の温泉需要文書、富士屋自動車株式会社・熱海電気鉄道株式会社等の交通に関するもの等々がある。ことに交通関係は、その利便性から温泉街が観光地化への動きを知るための貴重な資料となろう。

所蔵文書・史料

年代、永禄6年(1563)～昭和32年(1957)。総数544点。

資料全体は、1古文書 2和書 3漢籍 4図書 5私文書に分類した。

全数量459件(544点)。マイクロ撮影数418点(4,015コマ)

保善院(西有善裕氏)所蔵文書

静岡県熱海市泉

保善院の現在ある所在地は、明治11年までは相模国足柄下郡宮上村の一部であった。「新編相模国風土記稿」(以下「風土記稿」と略)でも足柄下郡土肥宮上村の寺院として取り上げられている。

保善院は、山号を肥田山と称し曹洞宗の寺院である。開山は、大雄山最乗寺十世安叟禅師(小田原城主大森頼朝の子、頼春の弟。名は宗楞。小田原久野に総世寺、早川に海蔵寺を開く。)で嘉吉元年(1441)に建立した。初め、現在地の後山、譲笹平に建てられたが二世天室正運の時今の場所に移った。

所蔵文書は、「風土記稿」に「古文書十一通」が記録されている。①文明14年、②永正4年、③大永3年、④享禄5年、⑤天文24年のそれぞれ最乗寺住持職輪番に関する文書、⑥己亥九月珠泉・西照・早善連署状、⑦元亀元年今川氏真判物、⑧天正3年北条家朱印状、⑨同年安藤良整副状、⑩12月5日宗知書状、⑪天正18年豊臣秀吉禁制である。これらの文書について、湯河原町史編集のための調査では、上記の内①・③・⑦・⑧・⑨・⑪が確認されている。ほかに、大永5年(乗宥)、享禄2年(玄岱)の住持職輪番差定写が新らたに発見されている。当公文書館が行った調査(平成18年11・12月)では、②永正4年の住持職輪番差定、⑥己亥九月珠泉・西照・早善連署状、⑩12月5日宗知書状、⑪天正18年豊臣秀吉禁制は確認できなかった。また、『湯河原町史資料所在目録 第3集』に掲載された大永5年(乗宥)、享禄2年(玄岱)の住持職輪番に関する文書も確認できなかった。②、⑥、⑩を除き確認できなかった文書は、湯河原町史編集資料の写真をマイクロ撮影し欠を補った。⑥、⑩については、江戸時代に調査編集された「相州文書」(写本)に謄写されており、神奈川県史編集室はこの写本から資料収集している。②のみが「風土記稿」で存在したことを知るだけである。当館では、更に新らしく①文明14年、④享禄5年、⑤天文24年の住持職輪番差定写・断簡を発見している。所蔵文書全体は、以下の項目に分けて目録を作成した。

1 中世文書 2 近世・近代文書 3 住職関係 4 借用証文 5 木札 6 文化財指定書
年代、文明14年(1482)～昭和52年(1977)。

近世・近代文書に分類した中に、保善院が慶安2年寄進をうけた社領に対し、天和2年小田原藩主稲葉正則から安堵された判物がある。

全数量84件（89点）。マイクロ撮影数84点（485コマ）

上野原町教育委員会所蔵吉村文書・資料

山梨県北都留郡上野原町上野原

当教育委員会が所蔵する吉村文書・資料は、藤野町佐野川にお住まいの吉村毅氏旧蔵で上野原村・宿関係文書が存在することで、縁あって現所蔵者に寄贈されたものである。これらは、神奈川県立公文書館が吉村毅氏から現在寄託を受けている文書・資料と一体に保存されてきたもので、寄贈された中には佐野川村の文書も含まれている。本来一群の吉村家伝来文書であったことから、同教育委員会の協力を得て借り上げ、中性紙袋への入れ替えや未整理資料の調査・整理を行いマイクロ撮影を実施した。

吉村文書・資料は、古文書を入れた箱1個、古書として入れた箱2個、台本類とした箱1個計4個の保存箱に分納されていた。古文書については、平成2年刊行の『藤野町史資料所在目録第2集』に目録化され、その第2集に近世近代一般、寺社、書籍の分類で掲載されている。当館では、全ての文書・資料を文書と書籍とに区分し、古文書は分類せず編年とし、書籍は書名索引を意図し五十音順に並べ同種のシリーズものは巻数順に編集した。従って台本類とする項目はない。

年代、慶長9年（1604）～明治35年（1902）。

文書は、慶長9年佐野川村検地帳抜書、寛文9年上野原村検地帳（4冊）、文化年間の上野原村年貢納入関係、宗門帳、明治初年の石楯尾神社に関する文書、明治20・30年代の伊勢太々講関係文書がある。

書籍は、論語・孟子・漢楚軍談等の漢籍のほか、算法に関する書物は注目に値する。主なものを挙げると幕末の長田藤五朗著「算術傳授記 御検地並畔分」、「安政5年算術傳授記（八算ほか）」、「天保14年算術書」、「万延1年関流算盤」「万延1年算術記 長田周程」、「算法間闕疑抄」等がある。

調査は、平成14年7月～12月の間に実施した。

全数量299件（310点）、マイクロ撮影数307点（11,484コマ）

神奈川県古文書資料所在目録

第26集

編集発行 神奈川県立公文書館
〒241-0815 横浜市旭区中尾1-6-1
☎ (045) 364-4456, 4463
FAX (045) 364-4459
発行日 平成19年3月30日
印刷所 ツルミ印刷株式会社
〒230-0034 横浜市鶴見区寛政町9-4
☎ (045) 508-6686
FAX (045) 508-7955

